附則第十条の二中「道府県は、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会」の下に「（以下この条において「博覧会協会」という。）」を加え、同条ただし書中「公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会」を「博覧会協会」に改め、同条に次の二項を加える。

2　道府県は、博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。以下この項において「参加者」という。）が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、参加者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において当該家屋を所有しているときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

3　道府県は、博覧会協会との間に家屋を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者（以下この項において「家屋貸与者」という。）が、当該家屋（博覧会の用に供されるものであつて、博覧会協会に無償で貸し付けることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）を取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、家屋貸与者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において当該家屋を所有しているときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

附則第十一条第一項及び第三項から第五項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第七項中「認定事業の用に」を「認定事業（その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。）の用に」に、「平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日まで」を「令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで」に改め、同条第九項から第十二項までの規定及び第十六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の二第二項中「附則第十一条の四第一項、第四項若しくは第六項」を「附則第十一条の四第二項若しくは第四項」に改める。

附則第十一条の四第一項及び第二項を削り、同条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「第六項」を「第四項」に、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第二項」に、「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第十一条の五第二項中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

附則第十二条の二の七第一項第二号中「自衛隊」の下に「又は第百四十四条の三第五項に規定するオーストラリア軍隊（第七項において「オーストラリア軍隊」という。）」を加え、同条第七項中「前二項」を「前三項」に、「又は第六項」を「から第七項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7　第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第四項の規定により読み替えられた第百四十四条の三第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

附則第十二条の二の十第一項中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二項第三号イ」の下に「若しくはロ」を、「掲げる軽油自動車」の下に「（第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。以下この項及び附則第十二条の三において同じ。）」を加え、「令和五年三月三十一日」を「令和五年十二月三十一日」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十二条の二の十一第一項中「次項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「百分の十」を「百分の三十五」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第十二条の二の十一第二項の規定による自動車税の環境性能割」とする。

附則第十二条の二の十二第二項を削る。

附則第十二条の二の十三第一項から第三項までの規定中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（総務省令で定める被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（第六項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から三百五十万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の二の十三第五項を削り、同条第六項中「（総務省令で定める被けん引自動車を除く。）」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和六年四月三十日」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6　乗用車（総務省令で定めるものに限る。）、バス（総務省令で定めるものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）から百七十五万円を控除して得た額」とする。

附則第十二条の三第一項中「電気自動車をいう。以下この条」を「電気自動車をいう。次項第一号」に、「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。次項第二号」に、「除く。以下この条及び次条」を「除く。同条」に改め、同項第一号中「ガソリン自動車（以下この条」を「ガソリン自動車（次項第四号及び第三項第一号」に、「同項第五号」を「同条第一項第五号」に、「石油ガス自動車（以下この条」を「石油ガス自動車（次項第五号及び第三項第二号」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「（自家用の乗用車を除く。）」及び「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第二項の表」を「次の表」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第百四十九条第一項第二号イに規定する平成二十一年天然ガス車基準」を「又は同号ロに規定する平成二